

発 言 者	議 事
委員長 委員長 委員長 委員長 委員長 委員長 委員長 委員長	〔 9 月 8 日 〕 一言御挨拶申し上げます。 第 3 回定例会において、議会決算審査特別委員会の委員長を仰せつかりまして、委員各位の御賛同を得ました。誠に光栄に存ずるものであります。 委員皆様の格別なる御支援を賜り、委員会の運営に当たってまいりたいと存じますので、よろしくお願いいたします。 以上、甚だ簡単ではありますが、挨拶といたします。 議事に入ります。 ただいまの出席委員数は、議長、山崎議員を除く 8 名であり、定足数に達しておりますので、令和 2 年度厚沢部町議会決算審査特別委員会を開催いたします。（ 1 4 : 4 5 ） これより議事に入ります。 本特別委員会に付託された案件は、令和元年度厚沢部町各会計歳入歳出決算の認定に対する審査で、一般会計歳入歳出決算及び特別会計歳入歳出決算の合わせて 7 件の審査であります。 なお、質問者、答弁者ともに着席のままとし、質問は 1 件ずつ、一問一答式で行うこととしますので、質問者、答弁者とも簡潔明瞭な質疑、答弁を心がけてください。 また、発言は必ず委員長を通してから行うようお願いします。 認定第 1 号令和元年度厚沢部町一般会計歳入歳出決算の認定について議題とします。 議案の説明を求めます。

委 員 長 税 務 財 政 課 長	税務財政課長 認定第 1 号の令和元年度厚沢部町一般会計歳入歳出決算の認定について説明いたします。 (議案内容説明記載省略)
委 員 長	説明が終わりましたので、質疑に入ります。
委 員 長	審議の都合上、歳入・歳出とも款ごとに質疑を賜ります。
委 員 長	まず、歳入でございます。1 款町税について、1 6 ページから 1 9 ページ。
委 員 長	中山委員
中 山 委 員	これは、1 8 ページなんですけれども、入湯税についてちょっとお聞きしたいんですけれども。 入湯税につきましては、行政報告の中では観光振興ということで説明があります。実際町内の施設の入湯税の納入結果とそれから観光振興というのは具体的にどのような部分で使われているのか、説明していただきたいと思います。
委 員 長 税 務 財 政 課 主 幹	税務財政課主幹 それでは、入湯税の施設別の内訳のほうについては、私のほうから先に説明させていただきます。 対象施設につきましては、上里にあります俄虫温泉大成さんと鶉のうずら温泉であります。 内訳としましては、俄虫温泉さんのほうにつきましては、前年より伸びまして、人数でいくと 3, 3 0 0 人分が課税対象者として入っています。ちなみに、この表につきましては、行政報告書の 1 5 ページにもありますので、そちらも参照願えると嬉しいです。 うずら温泉につきましては、前年課税人数分につきましては 2 万 3, 9 4 6 円。入湯税は 1 0 0

委 員 長 税 務 財 政 課 長	円ですので、その合計額が前年比税額として２７２万４，６００円が入湯税として納付されているところであります。 税務財政課長
委 員 長 中 山 委 員	何に、どのような観光事業に充当されるかということですから、広く一般財源ということもありまして、広く決算書の中の商工の中の観光費の事業を目ごとですとか、そういうところに関してこの事業にこれだけ充当しているというわけではないんですけれども、決算書の中の観光費と、主に観光に近いものというんですか、商工費の観光費の中の事業に充当されているというところで、ちょっと今、内訳については調べていますので待っていただけますか。 後ほど答えさせていただいてよろしいでしょうか。 中山委員 課長、町長。これ１００円という、これ入湯税だよというふうに、年寄りの方は理解しているんですけれども、入湯税というのは、なぜ取られるのというのが、まず頭の中にあるんです。 よく入湯税は何に使われておりますよとか、風呂にでもＰＲして書いておいてください。と、老人の方も「ああ、俺たちの１００円は、こういうのに使われているんだな」というふうに理解できると思うんです。 なぜ俺は１００円を払わなければならないのだと、パークの人は税金払ってないんでないかというそういう話題もあるんですけれども。 １００円の使い道は、こういうふうな形で利用されています、厚沢部町のためになっているんだよということをやはりＰＲすべきだと思うんです。そうでないと、なぜ１００円出さなきゃ駄目なんだという意識になりますんで、その辺どうですか。町長。

町長	入湯税、税の仕組みですから、これは条例の中で定められているものであります。ただ、館の温泉と上里温泉、この２つは入湯税対象外といって公衆衛生登録をしておらないものが、この入湯税が発生しないと、こういうことです。これらは入湯税ですから、目的税、何のために使うかというのは、ただ財源ですよという話です。だから、温泉の油に変わってみたい、一般財源で充当するものにはこれが使われていると、こういうことです。 だから、特別こういうけがした人を無償で入れますとか、そういう限定はありません。
委員 長 中山 委員	中山委員 やっぱり１００円出すのは、抵抗感あるんです。 これ、６５歳過ぎるとただだよといいながら１００円。１００円は何としても払わなきゃ駄目なわけですから、入る方が理解できるようなシステムというのが必要でないかなと。町としてサービスというようなことでは、入湯税というのはこういうふうに使われていますよ、というようなＰＲすべきだと思うんです。それが、町民に対するサービスでないかなと、私は思うんですけれども。 今、聞いたら、観光振興全般というから、一体何に使っているのかなというのは、やっぱり疑問は出てくるよね。
委員 長 町長	町長 入湯税が１００円、高いか安いかわからないのは、これ論外な話ですけども、我々１００円ですっています。１００円ですっていますけれども、やっぱり遠慮して入っています。さっさと上がんなきゃ、１００円以上入ったらこれ大変だと思って。上里温泉に入りますけれども、まずせいぜい２０分ぐらいでさっさと上がってきます。

委員 長 税 務 財 政 課 長	風呂の中でよく言い合いますから、お前何百円あてで入ってんだって言い合いますんで、私もさっさと20分か長くても25分でさっと上がってくる。こういうふうな入湯税というものは、少なからず私は上里温泉なんて入っているのを見ますと、とんでもない100円なんてもう話じゃないですよ。入っている人は3時間ぐらいも入っているんだから、それもサウナに入っ て、露天に入っ、水風呂さ、じゃぼじゃぼ入っ、水道料にもならないくらいの100円だと思っっているんです。
	ただ、やはりうちのほうは銭湯がない町ですから、銭湯に代わるそういう温泉利用ということで住民サービスの一環としてやっています。100円がそれでも高いというのか、私も確かにパークゴルフの連中をやっているのを見た老人が、町長おかしくないか、俺からこれ100円取っ てなんであそこの一日一杯遊んでいる者から100円も取らないんだとこういう、なるほどなと思っいながら、つくづくこの無料というものの町財源を与えるというのも非常に考え直さなきゃい けないと、こういうふうに思っっています。 近々もう条例どおりのゴルフ場の料金を取りたいと思っっています。
	税務財政課長 先ほど広く一般的にと言っいましたけれども、扱いとしては一般財源の扱いでして、ただ観光振興のために使っいなさいという部分もありまして、町ですと先ほど観光振興のためと言って広過ぎ ないかと、何か特定のものじゃないのかという話もあっったんですけれども、決算書上は観光費であったり、オートキャンプ場の運営費であったり、レクの森の運営費であったりと、そういつたもの のための経費に充てられているということでございます。
委員 長	7番上戸委員

風呂の中でよく言い合いますから、お前何百円あてで入ってんだって言い合いますんで、私もさっさと20分か長くても25分でさっと上がってくる。こういうふうな入湯税というものは、少なからず私は上里温泉なんて入っているのを見ますと、とんでもない100円なんてもう話じゃないですよ。入っている人は3時間ぐらいも入っているんだから、それもサウナに入っ
て、露天に入っ
て、水風呂さ、じゃぼじゃぼ入っ
て、水道料にもならないくらいの100円だと思っ
ているんです。

近々もう条例どおりのゴルフ場の料金を取りたいと思っています。

先ほど広く一般的にと言いましたけれども、扱いとしては一般財源の扱いでして、ただ観光振興のために使いなさいという部分もありまして、町ですと先ほど観光振興のためと言って広過ぎないかと、何か特定のものじゃないのかという話もあったんですけれども、決算書上は観光費であったり、オートキャンプ場の運営費であったり、レクの森の運営費であったりと、そういったもののための経費に充てられているということでございます。

7 番上戸委員

上戸委員	町民税、固定資産税、軽自動車税それぞれ収入未済額出ています。このうちの町民税の滞納繰越分254万7,733円、それと固定資産税が620万8,737円の滞納繰越分、それと軽自動車税も滞納繰越分で44万1,040円あるんですけれども、これは長いものでどれくらいあって、どのような回収方法を取って、回収見込みはどうなっているのかということを御説明をお願いしたいと思います。
委員長 税務財政課主幹	税務財政課主幹 収納の状況になるんですけれども、まず町民税につきましては、本人との誓約等を踏まえた上で、一番古いものでいきますと平成20年ですか、10年前後古いものは正直あります。 ただ、納めるなり、こちらが押さえるなりしていますので、事実上の時効は完成しておりません。 収納の方法につきましては、まず、町民税、先に言いますけれども、町民税につきましては、未収になる場合のパターンで一番多いのが、1年、2年間何らかの形で厚沢部町に在住して、またすぐ違う場所に行ってしまうというパターンが、一番多いパターンになっています。どうしても一旦町外に行ってしまうので、多少転出された後に徴収するのに苦労してきました。 ここ5年程度、北海道さん、これ町民税は道民税も絡んでいるので、北海道さんも当然徴収権があるもんですから、北海道さんに町外に特に行っている人に関しては、道内であれば取りあえずネットワークが組めますので、そういった形で道町民税に絡んでいる分で特に北海道の、道外に行った人はまた形は別ですけれども、まず道内で取りあえず転出されている方については、そういう形で歳入を増やしてきまして、ここ10年からするとかなりの減額になってきました。 それでもまだ250万円程度の当然滞納繰越を残していますので、引き続きそういった形で、

あと町外につきましても、積極的に書面と財産の調査も今、居住地周辺の銀行等もこちらのほうで確認できる段階では、整理した中で、半分ちょっと直撃的な部分もありますし、生命保険等の差押えも可能な部分で発見できると判断したものについては、引き続きやっていける形で減らしていきたいと思います。

次に、固定資産税なんですけれども、固定につきましても同じ年度、正直にあります。固定につきましては、そもそも財産がある方については財産がありますので、極端なこと言えば差押え等なり、貸している人であれば賃料等をもらう方法を探りながら、現状長期になっている方についてを整理しております。

ただ、一時的に住宅等建てられて、ある程度の年数、どうしても年間に町民税は収入300万とか400万円で出る金額というのは、もし夫婦2人子ども1人なんていると5万円とか6万円が年間徴税額なんですけれども、ある程度住宅を持たれているなり、宅地を持たれたる方になりますと、年間額が10万円以上15万円とかになる部分がありまして、逆にこの部分、同じ生活内容の中で固定資産税がどうしても納付できないという部分が過去に多かったようです。

それを踏まえた上で、この部分についても整理するなら整理する。極端に言って財産を持ったままの状態になっている人については、今、私のほうも鋭意調べていますので今年度中に、もし悪質、あるいはもう全くこちらのほうに向かないものについては、差押え公売もする前提で今、整理しております。

あと、極端に滞納している中に、ちょっと整理がしづらいものが何件かあります。それは、本人は固定資産を抵当に、担保に入れてお金を借りたいんですが、その人が本来、先に入っている根抵当権者が強制競売等を実施し、その段階で整理について財産が、本来は誰かに売ってしまっ

その財産がなくなるとか、所有がなくなるというのが本来の形なんです、町内の方で3件ほど途中で競売ができなくなって、しかし担保も消されない状態になっていて、こちらも競売しようにも、こちらも結局手を打ちようにも打てない条件の滞納者が2件あります。

そのものについても、ちょっと額が増えてきて、こちらも債権者に対してどっちかにするんですかという通知等は、確認して整理しているんですけども、その状況によってはその債権が取れるか取れないかという部分が出てきます。最悪、もしそういう状況になった場合は、こちらの的にはやりたくないんですけども、取れないという可能性が固定資産税に関しては、逆に出てくる可能性が正直出てくるかもしれません。

ただ、それをしたくないので今、そういう形で本人それ以外の財産、また何も抵当のついていない財産等を整理した上で、欠損額を少なくしていくような努力をしているところであります。

軽自動車につきましては、昨年決算審査において、こんな明らかな財産があるもの、なぜ滞納があるんだということで、監査委員から大きく指摘された経緯がありまして、こちらのほうの課税の主体、方法、所有の確認方法をもう徹底しました。

それで、明らかにない、また本人と確認し、本人の住居等本人の家の周り等確認して明らかにその車、届出上廃車届はしていただけないんですが、というか、できないという車も、勝手に廃車だけしてしまってナンバーだけ残っているという車については、どうしても記録上、登録だけあって本体がないという車等が何台か出てきたものですから、それについては、こちらのほうでは4月1日現在にないものとみなして処理をするという形で、町として町長等と協議しまして課税対象外から外すという要綱等、規則等を制定しまして、最初からないものに対しては賦課しないという形で昨年から実施してきております。

	その結果、滞納額は着実に減りました。それと未収になっている分については、これはあなたが登録している分ですのでと言って、随時これは連絡等取って徴収しております。ですので、軽自動車についてはかなりの確率で、いきなり来年ゼロになることはないと思いますけれども、今年の未収額の８０万円ということではなく、来年半分程度には間違いなくもうなるかなと。今年度の繰越状況でも既にもう４０万円くらいしか残っていませんので、新規の分についても残りもう１０万円くらいしか今年の分の未収はないですので、ここについては滞納額を減らす形で努力をしているところであります。
委員長 上戸委員	長くなりましたが、以上です。 上戸委員 非常に丁寧に説明してくれたんですけども、あんまり中身よく理解できませんでした。 それで、単純明快なんですよ。回収できるのか、できないのかということで。 それと整理回収機構というのものもあるんですけども、それは何年たったら整理回収機構に依頼するだとか、そういうことでも、この２つだけ簡単に説明をお願いできればなというふうに思います。
委員長 税務財政課主幹	税務財政課主幹 機構に預ける分につきましては、何年という判断はしていません。１年でも、例えば国保税だけ１年納めないと、状況によっては国保税というのは、例えば今年の最高額だと９９万円という、１年間で９９万円という額が出ますんで、人によっては５０万円、６０万円を１年間未納して払わないという、何らかの都合があって払えないという人がいましたので、今年度引き継いだりしているものについても３１年度分未収のみという形でも引き継いでいます。

	そして、本人の滞納額で判断していますので、3年たっただけでいきなりとにかいう判断では進めていません。 ちなみに10件程度をやっています、大体、今年度につきましては、大体預けた金額の半分くらい昨年度中の収入になっています。300万円程度納めて150万円程度、今年の歳入実績で入ってきております。
委員長 上戸委員	7番上戸委員 ちなみに延滞利息だとか、こういう関係はどういうふうになっているのか、御説明をお願いします。
委員長 税務財政課主幹	税務財政課主幹 延滞金につきましては、昨年実績は、その後の科目で延滞金収入という科目があるんでそこで一般会計には入ってきますけれども、町としてももらった分につきましては、一般会計として19万1,900円をもらっております。基本的に、午前中から話が出ました延滞金につきましては、本人の収入が全て確定、要するに本体があってそのほかに滞納がもうない前提に対して本人に通知で出していますので、さっき言いましたけれども、その年でも50万円国保税払っていないければそれを3月まで納めていないとなって、いきなり3月でぼんと収めたりするとそれは延滞金は発生していますので、そういった方たちにも今年度には通知を出していますので、そういう形でいただいています。 機構にも預けた分としては、もうもらっています。それが大体8万円ぐらいもらっていますので、その合わせた収入が今年度一般会計となっている延滞金収入になります。
委員長	町長

町	長 今、上戸委員が聞かれたように函館の機構に渡島、檜山共同でやっているわけですが、その私は今、副をやっているものですから。その中で、期限はありません。単年度でもまず悪質なものは各町からあそこへ送られると、こういうことですから、長い滞納者じゃなきゃいけないじゃなくて、もう1年2年でも、こいつは悪質で全然納付する気がないと、こういうものは町の職員でやっても無理ねというやつは、ぼんとすぐ早い期間でも送ります。 あその機構の中では、全て強制処分で徴収すると、こういうふうな扱いになりますから、役場の職員がお願いするとか徴収に行くなんてそんな優しい話じゃなくて、あそこは徹底した強制処分ということで、ただ先ほど今、主幹のほうから話ありましたけれども、中には若い給料取りがぼんぼん町を変える。 そうする場合、1月現在にいたところで賦課金がありますから、その人が隣の町にいても、うちがかけなきゃならない。そうすると転々として歩いている若い人に限ってサラリーが安いとか、サラリーが安いとそのサラリーを全部差押えするというわけにはいかないんです。必ずもらっているサラリーから、頭数、仮に夫婦と子ども3人いれば、その生活費というものを差し引いて残った分だけが差押えできるというものですから、微々たるものですよね。だから、それが何年かかると、こういうふうなことになるんです。 ですから、今、言われた、移動して滞納するというのが一番行政にとっては取りにくい、扱いにくい滞納者になるわけ。そういうものが特に町民税。 あと固定資産税については、財産があって滞納するということはもう差押えてくださいということになるわけですから、こういうものが本来、固定資産税で滞納というのはもともとの行政ですと許されなかった案件ですけれども、最近の固定資産税は6百万円も残すような、そんな長い
---	---

			年数での滞納にはならない、やっぱり財産持っているから押さえられるという。 そういうふうなことで、税も時効を迎えないように、怪しい年度が来たらさっと差し押さえる、差し押さえますと時効中断といって何年たっても時効になりませんですから。払ってもらうまで生きていますから。そういうふうなこと。 ただ、先ほど言った1つ、どうしても勝てないものが1つあるんです。 これは根抵当がついていると抵当権者、債権、優先は1位に抵当つけた者が勝ちですから、これももう既についていると、町が追っかけ差し押さえしても勝てないんです。これ競売して配当何ぼ来るのかの話。 だから、上戸さんも農協におりましたけれども、農協で何だかんだ根抵当をつけてもらおうと非常に行政もやりづらいんで、1回OBの中で注意をしていただければありがたいなこう思います。 農家の土地は、ほとんど根抵当ついていきますから、そういう問題が残るということになります。
委	員	長	1 款町税について、ありませんか。（発言する声なし）
委	員	長	では、2 款地方譲与税について、1 8 ページから1 9 ページ。
委	員	長	質疑ありませんか。（発言する声なし）
委	員	長	それでは、3 款利子割交付金について、1 8 ページから1 9 ページ。（発言する声なし）
委	員	長	では、ないようですので、4 款配当割交付金について、2 0 ページから2 1 ページ。
委	員	長	ありませんか。（発言する声なし）
委	員	長	それでは、5 款株式等譲渡所得割交付金について、2 0 ページから2 1 ページ。

委 員 長	ありませんか。（発言する声なし）
委 員 長	では、ないようですので、6 款地方消費税交付金について、20 ページから 21 ページ。 （発言する声なし）
委 員 長	ないようです。
委 員 長	7 款自動車取得税交付金について、20 ページから 21 ページ。
委 員 長	ありませんか。（発言する声なし）
委 員 長	それでは次、8 款地方特例交付金、20 ページから 23 ページ。
委 員 長	ありませんか。（発言する声なし）
委 員 長	ないようですので、9 款地方交付税について、22 ページから 23 ページ。（発言する声なし）
委 員 長	それでは次、10 款交通安全対策特別交付金、22 ページから 23 ページ。
委 員 長	ありませんか。（発言する声なし）
委 員 長	それでは次、11 款分担金及び負担金について、22 ページから 25 ページ。
委 員 長	佐々木委員
佐々木委員	25 ページですけれども、不納欠損額ということで3,889万2,423円。 前代未聞の巨額な不納欠損が発生したことについて、改めて原因をどのように分析しておられるのかということでお聞きいたします。
委 員 長	農林商工課主幹
農林商工課主幹	まず、本日午前中の一般質問の中でもお答えさせていただきましたけれども、原因としましては、やはり債権額が大きかったと、それに対しまして特別委員会でも説明させていただきました

委員長 佐々木委員	けれども、本人が死亡によりまして相続財産管理となりまして全ての財産処分を行った結果、配当された額が１，８００万円だったということで３，８００万円不足するということで、不納欠損に至っております。 また、何で財産が足りなかったかというもの町長が言及したとおり、やはり当時の土地の価格、造成して値上がりが見込まれていたという時代背景もありましたので、ただ現実、蓋を開けてみるとやはり土地の値段が下がってきたということで、財産が最終的に足りなかったということが原因だと考えております。 以上です。 １０番佐々木委員 今日、一般質問の中身でも詳しく中身的な部分はお聞きしました。ただ、本人、受益者死亡によって相続財産管理人で処分云々といった部分については、公的事務ということで承諾できるんですけれども、町民公平性の観点、同じ事業もやってきちっと完納されている方もおられます。そういった観点から考えますと、どうして亡くなるまでこういう事態になったんだという部分が大きな問題になろうかと思います。 町長は常々、私ども決算委員会等の中でも承認してきた経緯もありますけれども、本負担金については、公平性の観点から最後まで徴収をするんだということを常々申しておられました。そういったことを信じて適正なる最善の策を取って徴収に当たるんだらうなというふうに思っていたところなんですけれども、こういう結果になったということでもあります。 町長は、そういった中で一連の山崎委員が、この相和の問題に関しては３回ほど連続一般質問等をしております。そういった中で徴収が始まった平成９年から平成２３年までの期間、正規納
----------------------	--

委 員 長 農 林 商 工 課 主 幹	入期間には１７万円しか徴収になっていないと、こういった部分については、どうなんですか。 町長、指導的立場にある町長はどういった指導を、事務執行するに当たって職員に管理指導してきたんですか。 農林商工課主幹 町長の答弁の前に、経過の説明先ほどちょっと簡略でしたので、少し丁寧に説明させていただきます。 佐々木委員おっしゃるとおり、平成９年度から平成２３年度の１５年間が納付期間ということでありましたが、その間おっしゃるとおり１７万円しか納入されていないと。平成２３年度末に納付期限が終了いたしまして、翌平成２４年度にはやはり債権の保全ということもありますし、徴収の強化ということもありまして不動産の差押え実施、また平成２４年度４１万円、平成２５年度３６万円、平成２６年度１０３万円ということで納付していたんですが、受益者本人がやはり高齢のため死亡してしまったということで相続財産管理になってしまった経緯がございます。 また、平成９年度から平成２３年度までの納付期間は、この方に限らずかなりの未納の方がいらっしゃいました。そういった中で正直その期間の差押えとかは、ほぼ実行されていないというような状態でございまして、それにつきましては、たくさん的人数がいるんですが、営農への配慮だとか、あと平成の早い期間であれば、まだ差押えとか町としてもなかなかノウハウがなかったということもございまして、平成２４年度からの徴収強化ということになってしまったのかなと思っております。 以上です。 町長
委 員 長	

町長	今の滞納手続なり何なりは、今説明したとおり差押え処分というものはしてきたわけです。 ですから、要するに時効で消滅するということは、行政としては最善の策として手だてをしてきたと、こういうことであります。 ただ、問題は納付の期間が長過ぎるあるいは少な過ぎるという議論だと思いますけれども、今、佐々木委員が言われている方につきましては、いろいろな事業経過の中で問題がありました。例えば、既に工事を進めている中に第三者に土地を売ったり何だりという、そういう行動をした人でありまして、いろいろな複雑な訴訟問題を絡んだ人でありましたので、行政が一方的な差押え競売ということにはならない。 特に、今現在、相模原にいる厚沢部の元いた方ですけれども、そういう方々に財産は当時はもう何千万も売り払ってあったと、そういうただ登記だけができなかったというふうな、そういう経緯の中で簡単に法律どおり進めることができなかったのが1つの原因もあります。 いろいろと経緯は皆さん方御承知だと思いますけれども、第三者が入り込んだり、例えば財産には少なくとも3人4人の人が入り込んで、登記はしていないけれども、我のものというふうなそういう裁判までしておったと、こういうことですから、単なる、公平公平は分かりますけれども、そういう難題がたくさんある人だったということも理解してもらわなきゃならない。 第三者に被害を及ぼすことはできませんので、法的に本人のみを差し押さえると、時効を止めるという、こういう手だてをしたということですから、私はやはりそれが最善の事務処理だというこというふうに思っております。
委員長 佐々木委員	10番佐々木委員 町長は、最善の事務処理でこういった結果になったと言っておられますけれども、これそうは

委員長 町長 佐々木委員 委員長 佐々木委員 委員長 佐々木委員	ならないでしょう、やっぱり。 国営相和事業については、私ども全員による調査特別委員会等も開催したわけですが、その中で間違いなく適正にやったのかというようなことについて申し上げたわけですが、もうちょっと適正にやっていたならばその滞納額も少なくなっていたらというのとは明確な事実であります。 そういった観点から、国営事業の徴収率向上に向けて、以前の三、四年前の決算委員会等でも質疑しているわけですが、定期的に出張して徴収に当たったということですね。それはやはりこれだけの大きい金額が欠損額になったわけですから、そういった実態をきちっと町民に、こういうふうな経緯で徴収に行って駄目だったということを、全て公に示すのが必要でないかと思うんですが、それはどうですか。 町長 公に示すというのは、どういうことですか。滞納を公に示せということですか。 いやいや、滞納額発生したことにおいて。 佐々木委員、佐々木委員 委員長、１０番 どうぞ。 平成６年に工事完了して、３年の据置期間を置いて、平成９年から平成２３年まで徴収業務に当たっているわけですが、その間１７万円しか徴収になっていないという実態を受けて、行政としては適正に徴収に当たったよと、徴収の不手際は無いというふうなことで町長は言っておられますけれども、ならばきちっと定期的に平成９年にはこうこうこうといった回数で行きまし
---	---

町 佐々木委員長 佐々木委員長 佐々木委員長 委員長 町 佐々木委員長 委員長	たよと、年度ごとにきちっとそういった取立ての実態を示す必要があるのではないですか。 個人の、あ、委員長。 私、以前にもこれ、委員長。 はい。 以前にもどうなっているんだということで、きちっと日にちまで示せというようなことの質疑したんですけれども、一向に答弁がなかった経緯もあります。 町長 個人の債権、負債なんていうものは守秘義務ですから、どこにも出せる話ではない。名前も当然出せる話でもないし、巨額の総額なんてものも、ただ相対的に相和というものの何人滞納者がいて、何人負債額になりますよとこういうふうな大まかな説明よりできないわけですから、本来は。 だから、その中で徴収額が確かに少ないという、こういう問題がある人だったのでなかなか徴収も進まなかったということもあるだろうし、何よりもやっぱり当時は差押えかけた分は、競売に付すると納付金に充当できる、まず満額できるというラインで差押えするわけですから、本来は。 だから、そういう中で予定していたものが単価が低くなって10分の1にもならなくなったというふうなことです。これは法的に扱ってそういうふうになったということなんで、職員が怠慢したとか、あるいはルーズにしたとかそういうことではなくて、そういう取扱いというものは、先ほどから申し上げているように、法の中での処理よりはできないんだと、こういうことをずっと言い続けてきたわけでありまして。 10番佐々木委員
---	--

佐々木委員	
	今、本人死亡により法的処置そういった部分については、これは法にのっとった部分で、私も理解できます。しかし、そこまでに至る経緯です、経緯の部分言っているわけです。
	それで若干、徴収率向上に向けて先ほど上戸委員からも出ましたけれども、この国営相和の滞納に関しては、滞納整理機構への委託というような手だてというか、そのような考えは持った経緯あるんですか。
委員長	町長
町長	徴税滞納整理機構というのは、この負担金は扱いません。ですから、扱えるのであれば、こんな高額な滞納額ですから、私どもは一番先に整理機構に預ければ、何といたしましょうか、法の下に一刀両断してしまうというような機構の中では、私は処理の仕方は簡単にできるんであらうと思いますけれども、機構自体は負担金の扱いは今のところできませんので、渡島檜山の税のみの処理機構ですから、本当であればこういうのも税の機構が扱えれば便利になるとは思っているんですけれども。
	なかなか滞納のこういうものを持っているのは、私どもの町と知内町と今金町と、この3つよりないんです。あとは滞納の負担金というのは、ほかの町にはないものですから、なかなか整理機構の中で扱う債権にはならない、こういうことです。
	ですから、今この大型の負担金の未納者も滞納整理機構へ渡すということとはできないということになります。
委員長	10番佐々木委員
佐々木委員	それでは、徴収に関しては、あくまでも定期的職員による徴収しかなかったということで理解しますけれども。

委員長 農林商工課主幹	それでは、滞納の実態を把握して滞納防止に向けて滞納整理を進めるという段階で、財産の差押えと処分が行われたところでありますけれども、この年数についてはいつでしたっけ。
委員長 農林商工課主幹	農林商工課主幹 差押えに関しましては、大体のものは平成２４年に行っておりますので、おおむね８年経過しております。
委員長 佐々木委員	佐々木委員 町長は、平成１９年に渋田町長体制になったんです。間違いないですよね。（「そうですね」という声あり）
佐々木委員	それで、以前の一般質問等の中にもありますけれども、きちっと前町長は、国営相和の一般質問に対して、法律・条例に基づき未収金解決に向け最大限取り組んでいきたいと。これが長の本質の考えだと思います。当然それを助役時代の渋田町長は知っておられますし、またそれをきちっと渋田町長が現町長になってでも孫、子の代まできちっと一銭残らず徴収に当たるんだというようなことを言っておられたところでありますけれども、その以前から私も議会、そして監査委員も決算意見の中できちっと強力な手だてを打てというようなことを言っているんですけども、遅い。この時点だと強制執行というか、そういう部分でだということなんですけれども、これについては、やはり執行者として適正な事務処理というようなことではないんでないかなと判断するんですけども、町長はどう思いますか。
委員長 町長	町長 ちょっと思い出してほしいんですけども、この問題は幾度となく協議をされてきたところがあります。

問題はこれからの農業を進める農家を潰してしまうということとはできないと。厚沢部では農業が基幹産業ですから、農家は生かしていくと。それは要するに法的の処理の中で生かしていくということですから、あくまでも一気に全部農家辞めてしまいなさいなんていうそんなことはできませんから。どんな大きな負債農家であっても、やはりその年その年の納付計画というものがあるわけですから、大きい小さいにかかわらず納付金というものは計画的にどうしたら農家の方が納めていただけるか、そして農業も続けられるかということの協議は何度もしてきたはずです。

ですから、私どものほうでは、これからも純農村の農家は生かしながら、そして農家を続けてもらいながら可能な限り納めていただくとこういうのが今まで来た経緯であります。

ですから、平等だとか公平だとかそういうこと以前に、厚沢部町の国営の納付金はこういう方にはこういう対応をすべきだというふうな協議をしながらやってきた話で、ただ、たまたまこの方については、いろいろな複雑な、何ていうんですか、第三者、第四者が絡んでいてなかなか真っすぐ前に進めなかったというのが確かであります。これが法律的に進めなかったということです。

だから、例えば今はちょっと佐々木委員、記憶にあると思いますけれども、今は神奈川に行かれたBさんの土地、金は既に払ってあるけれども、まだ滞納者の名前になっている、こういう問題。それから、弟さんの名義の土地を国営でやった、この所有権の問題。こういうものからいろいろな問題を抱えた人であったために、強行に扱える人でなかったというふうな経緯であります。

その辺が、公平とか何を欠くというよりも、私はやはりその人の人間性を生かしていかなきゃならない。そういう中で可能な限り納めていただくと、こういうふうな。そのためには、財産は

委員長 佐々木委員	差押えさせてもらったと、こういうことでありますから。 いつも払わなくていいよなんていう立場ではなくて、あくまでも財産はきちっと時効を迎えないための差押え手続もしながら、こう来たわけです。たまたま死ぬまでは予測ができなかったわけですが。 そういうふうな経過の人ですので、今、確かに言うとおりの、単なる公平という言葉で言うならば、払わないで済んだんだから不公平だというふうになるかもしれませんが、相続財産というものは、そういう扱いにならない。しかも兄弟がいますけれども、兄弟も放棄をした。これは裁判所で処分をしているわけですから、これは個人対個人でやっているじゃなくて公の裁判所が入って処分結果を出した経過でございますから、それは致し方なしというふうな、我々も手がでないというふうな状態であります。 10番佐々木委員 受益者死亡の部分については、私は理解できる。町長の言われるとおりと。その以前の話は私はしているんです。 それで、先ほども申し上げましたけれども、当案件については、澤田町政時代にも未納額が累積していくと町財政の運営に与える影響は大きいということで農協組合長とも十分協議を進め、やっぱり最終的には法的処分を念頭に厳正に対処するということを言っておられます。 それで、渋田町長も言っておられますけれども、抵当第一権者そしてまた保証人関連といった大変複雑な問題があります。そういった部分で農協とはこの方とどのくらい協議して強制執行かけたら第一抵当どうなるんだと、保証人どうなるんだと、そういう細かいところまで何遍協議されたんですか。
----------------------	--

委員長 農林商工課主幹	農林商工課主幹 まず、少し話が戻ってしまうんですけども、平成２３年度が納付期限ということで、そこまでの取組がどうだったんだという点なんですけれども、実は平成９年度から平成２３年度まではやはり元金の償還プラス滞納になったら滞納分の償還ということで、両方を償還していたということなんです。毎年の納付額を見ていくと元金と滞納分が出た場合は滞納分も含めて毎年やっぱり２，０００万円くらいは徴収していたということで、全く徴収を怠っていたというわけではないというのが１つ。 ただ、やはり個別の案件になると先ほど御指摘いただいたとおり、徴収額が少ないんでないかという部分はあるかとは思いますが。ただ、全体には職員もそれなりの努力をしてきたということもちょっとお伝えしたいと思います。 また、農協との絡みでございますが、償還期限前になると思います。農協と話し合った経過、今ちょっと資料がないんで正確にはお伝えできないんですけども、組勘の中に組み入れていただいて償還していく受益者というの何人かおりましたし、最近でも１件農協のほうの営農計画に組み入れてくれということで組み入れているケースとかもありますので、随時農協さんと話し合って、農協さんも可能な限度というものがありますけれども、協力できるところは協力していただいているのかなとは思っております。 以上です。
委員長 佐々木委員	１０番佐々木委員 ただいまの答弁については、滞納額全般についての御答弁であります。 私は、この個別案件について、今、聞いているんです。その部分をきちっと農協と第一抵当

委員長 農林商工課主幹 委員長 佐々木委員	含め保証人関連含め、こういった協議をなされたかということを私は聞いているんです。 農林商工課主幹 本件については、農協と協議した経過はございません。 10番佐々木委員 個別の案件で、町長も農業に関しては行政執行上、入所当時から農業畑専門というか、本当に専門的な部分でやってこられています。そういった中で税徴収の部分についても取立て等もやって農家の実態、町内くまなく知っている状況にあって、個別案件でも15年間で17万円しか徴収できなかった実態を捉えた中で、想像つく案件でなかったんですか。それをそのまま執行者として問題を先送りしてきたということにしか捉えざるを得ない。結果として執行者として怠慢だなというふうに私は判断せざるを得ないという部分です。 その中で、私もちょうど議員になってから、平成6年工事終わって平成7年から据置き、この滞納、納入そういった実態は知っているわけですが、どうも徴収機構に関しては、1人の職員に賦課事務から徴収事務をどんと丸投げといえ失礼なんですけれども、そういった傾向があったんじゃないかなと思うんですけれども、その点についてはどうなんですか。
委員長 町長	町長 丸投げとか今そういう発言がありましたけれども、役場職員というのは、3年4年すれば職員が命令でどんどん替わってしまうわけですから、初めから終わりまで一次的にその仕事に専念するということにはなりません。これはもう先ほど午前中にもお話ししましたように、公共事業というのは、そういうシステムの中で、ですから、理事者にも担当者にも責任は負わせないという、そういう法律になっているわけです。

そういう中で、徴収者はどんどん係は変わるでしょうけれども、この長い期間の中で、それぞれの職員は努力して、先ほど言った1年間のトータル徴収額があるわけです。そういう中で、その部分がその人だけに猶予したみたいな、そういう扱いをしたんでないかと、そんな職員は1人もおりません。

これはたまたま事業した人の考え方もあるだろうし、対応もあるだろうし、この事業に対する考えもあるだろうし、いろいろな絡みの中で来たものだろうと思っています。ただ、少なくとも率先してさっきからこの事業に加わった人で、こういうふうな大きな納付額が出たということは、当初あの方は酪農家でありました。酪農家でやっとなって草種改良にはまった人です。

草種改良やったけれども、もう時代が畑の時代が変わったというんで改良山成工を施工した人です。ですから、普通の人の倍の工事費がかかっている人です。そういう中で本人もやる気で国営の受益者になったんだろうし、そういう考え方の中で、お前だけ猶予するとかお前だけ強制でやるとかそんな考え方はもちろん、毎年の期成会の中での決算期成会というのはあるわけですから、期成会の中で誰が何ぼ残して、誰が完納して、誰がまだ一銭も払えないとこういう大変な状態だと、全部、期成会の中で毎度詰め合いをしたものです。ですから、役場の職員がどうのだから、そういう話に、もちろんならない。

当時農協が、山崎議員が監査委員の頃だったというふうに記憶していますがけれども、農協の監査委員が山崎さんで、国営の相和については手を出さないとCさん当時の参事さんと、これは監査の中で私どもにも聞こえてきましたから、農協はこの相和には手を出したくないと、こういうふうな経緯の中で、これが今、事業主体というのが、本来は農地開発というのは農協が事業主体になるんです。当時Dさんという人はいつも農協にやらせるという考え方あったでしょうし、そ

委員長 佐々木委員	ういう中での進めだったと思います。 最初のほう、滞納取れなかったんじゃないくて、その頃はまだ農地そのものの価格が高かったから、いつでも処分できますよとこういう話。それが今の経緯はもう亡くなって相続財産まで誰も要らないというふうな時代になってしまったということです。 10番佐々木委員 渋田町長は、平成19年より町長をやり事務執行しております。町長の命令を受けて職員は誠実に事務を管理し執行する義務を負って、取立てでも何でもやってきたという結果だったんだけど、残念ながら受益者亡くなってこういった事態になったということです。 法的には何ら問題ないよということですけれども、町長は、収入役もいなくなって決算事務の責任者でもあるんですよ、今現在。決算事務の責任者も町長が兼ねているんです。 そういった中で法的には何ら責任はないということは私も理解いたしますけれども、決算事務の責任者、そういった部分も含め義務的責任と道義的責任、その責任を取る必要があるんでないかと私は思うんですけれども、その考えはどうか。 委員長 町長 町長 ちょっと言っている意味が理解できないですけれども、行政の仕事に行政の職員が仁義的に責任あるとかなんていうのは、民間の事業者の考え方と行政と混合しているように私は感じているわけなんですけれども。 ですから、誰が町長をやろうと、誰が担当課長やろうと、係であろうと、これはその時々に合わせて職員というのは人事によって回るわけですから、そのときやった職員がルーズだったということなのか、ルーズということが言えるかどうか、法律どおりに進めてくるのに。ただ、その
----------------------	--

	辺の考え方だと思います。
委員長	審議の途中ですが、１６時１５分まで休憩します。（１６：０４）
委員長	休憩前に引き続き審議を続行します。（１６：１５）
委員長	１２款使用料及び手数料について、２４ページから２９ページです。
委員長	１０番佐々木委員
佐々木委員	しつこいようですけれども、この不納欠損３，８８９万円については、町民の血税で立替払いしているわけです。その部分について、町長何ら責任感がないんですか。
委員長	町長
町長	立替払いという言葉を使っていますけれども、立替払いをしなければ事業が認められないという土地改良法の法に基づいての支払いです。立替えという言葉ではないんです、それは。 ですから、佐々木委員も承知だろうと思うけれども、この事業を始めて平成１１年にまず２億４，７７０万円という金を町は繰上償還をしているんです。受益者の方からも集め、町の負担する部分も集めて繰上償還をしているんです。それから、平成１８年のときの後者のほうの残りの分で大体６９３万９，０００円ほどこれも繰上げして払っているんです。 これをみんなそれぞれその事業の中身を集めてその都度払っているわけですから、この中には確かに滞納者も何人かいるわけです。払えなかった者もいるんです。そういう経緯の中で今回話題となったその人もその１人として出てきたわけです。 だから、町の支払いの中では繰上償還するまでそういうふうな、ちゃんと徴収をしながらやってきているということ。トータルでこの時点で３億３５０万円ほど２回で払っている。これまで大変な話です。全体の中でですから。

委員長 佐々木委員	佐々木委員も承知のように、稲見から須賀地区まで受益者を変更のときに増やしてなかなか徴収できなかったというケースがあるわけですが、そういう事業の進みの中でたまたま今回亡くなったこういう対象者が出ましたけれども、全般的にいったらこの事業の大半は皆これ一所懸命払いながら、ここまで来たということです。 昨日午前中も申し上げましたけれども、今、確かに11名、その中でも当時受益者だった人の分を立て替えて800万円の金を今、第三者が払うというふうな、こういうふうな年数を重ねるうちにそういう人も出てくる。 当時の価格で800万円というのは差押えしたもののけれども、今、実際的にその土地を売ったら400万円かせいぜい高く買ってくれる人でも500万円でしょう。それをなおかつ800万円を払うという、こういう人が今でも受益者の中で納めなきゃならないという考え方の中で今、払うと申出が来ているわけですから、そういう経緯を踏みながら、やはり法的に元金は確保するものは確保して、使わせながら競売する前にもらえるものはもらうと、こういうふうに進めていきますよと、以前の協議会でも話をしたところなんです。 10番佐々木委員 町長の言われたのはそのとおりですが、私ども議会報告会の中でも受益者の方から、爪に火をともし、本当に血を流して完納したんだという部分の方が、町長言われたようなことなんです。 ただ、冒頭から言われているように、きちっと今残っておられる11名の方については、全くやっぱり適切な行政として対応ではなかったという判断をせざるを得ないというふうに私、思うところであります。
----------------------	---

委 員 長 町 長	収入未済額ということで１億５，２１８万２，０００円ほどまだ残っているんですけども、この部分についても今後不納欠損が発生する懸念はないですか。一般質問のときにも答弁があったんですけども、それをどのように不納欠損を防ぐ具体策を示されたい。 今までと同じような答弁、回答では納得できないです。ましてや町民が我々の血税でこれだけの損失を出したということを受けて、またかと。黙っていませんよ。どうなんですか。その部分については。 町長 繰り返しになるような話ばかりなんだけれども、やはりこの相和地区の計画を認定した町議会もありますし、今まで決算やってきた町議会も決算認定をしてきたし、そこまでいくようになりますと、あえてそっちまで行ってしまいうんです。 平成１８年１９年あたりから、こういう人たちがぞろっといたわけですから、そういう人たちをなぜ今までずっと農家を生かしてきたかというのは、先ほど来から言っているように農家を続けてもらって徐々に払ってもらい、その誓約を取りながら今まで来たということ。たまたま今回の不納欠損は死亡されたということの、かつてない話です。ですから、これからの中で今現在、弁護士を立ててやっている者もいるし、これもう裁判上どうなるか、法的に勝つか負けるか分かりません。もし負けたら不納欠損等も出てきます。今と同じような欠損が出ます。 だから、その辺がじゃ何でそのとき少なく取ったんだ、多く取ったんだかという意味じゃなくて、その農家を生かしながらもこれから農業続けさせましょうという合意の下にやってきた話です。だから、決算も認定してもらったということでしょう。 さっきから水かけ論になりますけれども、過去の経緯というものがもう何十年もたっているも
----------------------	--

委員長 佐々木委員	のですから、なかなか出てこないんでしょうけれども、いずれにしても町の債権として持っているんだと。そして時効完成を法律的に押さえるのに、差押えでも何でもしてこの債権を押さえています。ただ、いかんせん押さえたときの価格というものと、現在の価格というものはあまりにも差が出て、押さえた価格自体が処分しても不納欠損が出てしまう。こういうことを今、大変事務的な進めの中で、悔やまれるといえれば悔やまれることです。まさかこんな1割程度の農地になるとは思っていないから。 だから当時は、やはり町外からまで入り込んできて相和地区の受益者になりたいと言ってきて、七飯町だの旧大野町だの、そういう方々が入り込んできたということは、やはり農地の価格が高いものですから、そういう方々が受益者に入ってきたという経緯もあります。今と同じことで我々は町外の者についても当然差押えもして時効完成を止めていますけれども。 そういうふうな手だての中で、うちの債権というものは仮押さえをしているんだとこういうことで理解してもらわなきゃならない。 10番佐々木委員 私ども議会も、決算認定の折には承認してきたところでありますけれども、この第一に要因となったのは、町長が孫、子の代までも全部徴収するんだと、その言葉を信じて認定してきた経緯にあります。 ただ、今回の本人死亡という部分では、これはそのとおりで残念だなと思うところですが、その以前の、しつこいようではありますが、何遍も言いますが、徴収の不手際があったんではないかと厳正肅々と対応してきた経緯にはないということで、町民は納得しない部分が大いにあるかと思います。
----------------------	---

委 員 長 町 長	そういったことを提言して、やはり行政として国営相和の滞納額の問題を先送りしてきた結果がこういった事態を招いたということを申し添えて、私の質疑を終わります。 回答入れますか。町長 今、佐々木委員からそういうふうな御指摘をいただきましたけれども、これは町としては相和の納付金も町税も同じことなんです。徴税も皆さん方、年数来たから時効だとずっと今まで時効完成のものが徴税もたくさんあります。何で税の不納欠損を起こすんだということと同じ意味なわけです。たまたま国営相和という大きな金なんで、そういうふうな捉え方があるんだと思いますけれども、いずれにしても町の債権というものは、負担金であろうと税であろうと会費であろうといろんな中身は全て同じ扱いになるわけです。 したがって、時効完成を止める手段、あるいは法律上できる範囲の金の換価、こういうものが行政では今までしてきたということを理解してもらわなきゃいけない。 なおかつ、今回の件の方は死亡というとてもない経緯が出てしまって、法律上やむを得ない取り方がないというふうな経緯であります。そんなことの中で、町は当初からこの期成会というものをつくりながら、相和の人たちは一生懸命努力して早めに払った人もいるし、最後まで延びた人もいるし、こういう大きな人数の中で、およそ約１００名の受益者九十四、五名の方々の中でいち早く頑張って払ってもらった方、あるいはずっといまだに延びて微々たる支払いの中で生活をされる、こういう方々もいろいろいるわけでありますから、このように滞納させるのが悪いというふうなことがありますけれども、最初から滞納なんてことは我々も考えないことでありましたが、やむを得ず厚沢部町の農家ですから、そういう生かし方の方法よりないだろうというのが今までの経緯であります。
----------------------	--

委員長 佐々木委員	10番佐々木委員 先ほどの質疑で未済額1億5,218万2,000円という中で、不納欠損が発生する懸念はないのかという答弁なかったわけです。 不納欠損を防ぐ具体策ということで、今現在、何遍も国営相和対策で提示されているんですけども、その前進策というか、それしかないの、考え。
委員長 農林商工課主幹	農林商工課主幹 不納欠損を100パーセント防ぐ手だては現在持ち合わせておりません。 ただ、最大限の努力はいたしますけれども、そこもやはり法律的な限界がございますので、可能な範囲で不納欠損を出さないように取り組んではいきますが、先ほど町長も答弁したとおり、結果としてやはり不測の事態というのはございますので、不納欠損というのはあり得るのかと考えております。
委員長 佐々木委員	10番佐々木委員 それでは、議員協議会で示された徴収対策で今現在は考えておられるということで認識してよろしいのでしょうか。
委員長 農林商工課主幹	農林商工課主幹 基本的にはそのとおりでございまして、既に平成24年度から必要な徴収対策は打ってきておりますので、それを持続して取り組むことによって徴収額が最大化できるのでないかと考えております。ただ、やはり法律上できることというのは限られていますので、新たな展開というのはなかなか生まれないと考えております。 以上です。

委 員 長	あと質疑ありませんか。（発言する声なし）
委 員 長	ないようですので、１２款使用料及び手数料について、２４ページから２９ページです。
委 員 長	７番上戸委員
上 戸 委 員	何千万の話の後ですけれども、２７ページの商工使用料のところの１番の観光使用料で、ふれあい農園の使用料５万１，０００円もらっていますけれども、何名で５万１，０００円になっていますか。
委 員 長	農林商工課長
農 林 商 工 課 長	ふれあい農園の利用者は、９名の１７区画利用しております。
委 員 長	７番上戸委員
上 戸 委 員	この件に関しては、春の事業計画のときにも質問していますけれども、これは去年の決算の内容だと思うんですけれども、これで１５３ページに堆肥３３万７，０００円ほどかかっています。利用料が５万１，０００円というようなことで、この事業をやっている目的と意義と効果、それはどういうことになるのか、御説明をお願いいたします。
委 員 長	町長
町 長	ふれあい農園、肥料代にもならない、お金にならないのは事実なんですね。
	当時造ったときは、函館市、江差町こういう町外からの耕作者がほとんどだったわけです。初年度に、町内からは私と元役場のＯＢ、この方とたった２人が町内で、あと全部町外の人があそこへ来て耕作をしたと、これは非常に当時固い畑でして、地力がなくて作るものも苦労した経緯がありますけれども、幸いにして江差檜山振興局の職員だとかほとんど使っていて、私は４年使ったけれども、４年は全く１区画より使えません。それほど人気を博して使われた農場であ

委員長 上戸委員	ります。 そういう中で厚沢部の観光、特に観光の中でも農園観光というのは最たるものだったんです、当時は。そういう中で町外者にぜひ使っていただこうとそういう狙いを持って今まで来たんですが、年々最近の経過を見ますとじり貧で使用者が少なくなって、（「今何人。」「9名」の声あり） 今、9人だそうですけども、そのくらい減ってきている。そういう中でサラリーマンの方が主ですけども、夫婦で来られてあそこで農作業をしたずっと経緯があるわけですから、得をしなくても厚沢部の作物はいい作物よという、押売みたいな格好ですけども、あそこで作っていただいて、そういう経緯があります。 今じゃ確かに採算が取れない状態になっておりますけれども、せっかく造った農園ですから、なるべく多くの人に使ってほしいなと、こういうふうなことでいまだに続けているものであります。 7番上戸委員 あえて聞きませんが、今、町外の方、何人いるか分かりませんが、そもそももう事業として成り立たなくなっている、PRといっても9名ぐらいですから、そんなにPR効果があるというふうには思いません。 ですから、これもそろそろやり方を変えるだとか、何か考える必要がある時期ではないかなというふうに思っていますので、答弁は要りませんが、その辺も考えて今後組み立てていただきたいというふうに思います。 委員長 あと、ありませんか。
---------------------	--

委 員 長 香 川 委 員	6 番香川委員 上戸委員と同じ科目の観光使用料のオートキャンプ場附帯施設使用料 1 7 万 9 , 2 0 0 円とうたっていますが、これは一体実際どこを指している施設なんでしょうか。 1 の観光使用料の一番下の項目。
委 員 長 農 林 商 工 課 長	農林商工課長 詳細については今、手持ちに持ち合わせていないものですから、後ほどお答えさせていただきたいと思います。（「課長、ちょっと失礼な言い方か分かりませんが、附帯施設というのはどんなものがあるんでしょうか。簡単に分かるのではないかと私、思いますけれども、分かりませんか。」の声あり）
委 員 長	それでは、質疑を先に進めたいと思います。今、答えを持ってくると思いますので。 質疑ありませんか、別に。
委 員 長 上 戸 委 員	7 番上戸委員 これもその下のほうに土木使用料の中の住宅使用料ですけれども、これも 1 つ聞いておかないとあれかなと思ひまして。 これも滞納繰越分、発生していますけれども、長いものでどれくらいになっているのか。それと回収見込みはどういうふうになっているのか、この辺、御説明をお願いします。
委 員 長 建 設 水 道 課 長	建設水道課長 住宅使用料のことです。 長いものと平成 2 1 年から平成 2 4 年の者が 3 名おります。4 名おりましたけれども、昨年くらいで 1 名終わりました、徴収した日にちですけれども、もうこれ退去して町外の方なんで

すけれども、5月12日1万円徴収、6月12日1万円徴収、7月14日1万円徴収、8月17日1万円徴収、そして、現在あと残り16万円くらいで、毎月1万円ずつ払っていただいていますんで、回収見込みとしましては1年4か月後くらいには何とか終わるんじゃないかなというふうに思っています。

あとほかの2人は、長期的な方は現在も入居されているんですけれども、古いものから現年度のものも未納とかがあります。これについても5月1日2,000円、7月2日3,000円、8月3日5,000円、9月3日5,000円と、そういう形で3,000円とか5,000円とかの徴収を随時行っております。

あと現年度については、現年度の分が58万円収入未済があるんですけれども、8名いたんですけれども、これについても3月から4月からとずっと訪問してまして、5,000円だとか2万円だとか1万円だとか入れて5名の方は完納しています。

長いものは平成25年から平成28年までのやつについては、未納額はないんですけれども、あと平成29年から去年の現年度までこの金額で残っております。

回収見込みについては、長くなりますけれども、5,000円だとか3,000円だとかで随時、あと児童手当が出ると2万円だとかそういうものを徴収して行って、半月に1回とか電話していつ今度行けるかというような形で、今まで平成25年から28年、もちろん平成20年から以前のものは一切不納欠損とかありませんので頑張って取ってきているんで、何とか少しずつですけれども、ちょっと時間はかかると思いますけれども、先ほど言った本人死亡したりした場合は別ですけれども、不納欠損になる可能性はありますけれども、本人あれしない場合は何とか回収していくつもりでございます。

委 員 長	以上です。
農 林 商 工 課 主 幹	それでは、先ほどの香川委員の質問がありました。オートキャンプ場の附帯施設、どんなものかということで、農林商工課主幹から答弁があります。
委 員 長	先ほどの鶉ダムのキャンプ場の附帯施設の件なんですけれども、条例施行規則に規定されまして主にシャワー、コインランドリー、テントなどということで規定されております。
委 員 長	6 番香川委員
香 川 委 員	結局、私の聞きたい意図として、オートキャンプ場使用料とこの附帯施設、先ほど申しましたシャワー、科目を分けなければならない理由というのはあるんですか。
委 員 長	農林商工課主幹
農 林 商 工 課 主 幹	まず先ほど私、規則のほうで定まっているということで言いましたが、やはり条例と規則であれば徴収根拠が違ふということになりますので、それぞれ分けるという形になります。
委 員 長	以上です。
委 員 長	あと、ありませんか。（発言する声なし）
委 員 長	それでは、ないようですので 1 3 款国庫支出金について、2 8 ページから 3 5 ページです。
委 員 長	ありませんか。（発言する声なし）
委 員 長	それでは、1 4 款道支出金について、3 4 ページから 4 3 ページです。（発言する声なし）
委 員 長	ないようです。1 5 款財産収入について、4 4 ページから 4 7 ページです。
委 員 長	7 番上戸委員
上 戸 委 員	財産売払収入の物品売払収入のところなんですけれども、これも春に聞いたので説明が私の記憶ではちょっともう飛んでしまっていますんで、もう一度聞きたいと思います。

委 員 長 委 員 長 上 戸 委 員 委 員 長 上 戸 委 員 委 員 長	物品売払収入と不動産売払収入で、町有林の素材と立ち木の売払収入これがあるんですけども、この違いがどうだったのか。それと立米当たりの単価がどのくらいで売ったのか。これを御説明をお願いしたいと思います。 答弁がちょっと時間がかかりそうです。次、質問をお願いします。 7 番上戸委員 ちょっと時間かかるようなんで、次のページ。違う款だから、いいです。間違えました。今 1 5 款だもんね。 1 5 款です。 すみません。 それでは、審議の途中ですが、本日はこれをもって散会します。 ただいまの上戸委員の質問については、明日答弁させていただきます。 また、明日は午前 1 0 時から開会いたします。 皆様、お疲れさまでした。（ 1 6 ： 5 0 ）
---	---